

○財務省告示第三百四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年十月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二百二十

一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六

条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に財務大臣が各国債市

四 発行方法

六  
イ  
発  
入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非  
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競  
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争  
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

億 額  
円 面  
金 額  
で 二  
兆 四  
千 五  
百 五  
十 三

ハ ロ  
込 募 各 割 各 当 も 各  
み 限 国 り 申 申 各  
の 度 債 当 込 申 申  
応 額 市 て み 。 ら 申  
募 の 場 っ の っ 申  
額 を 範 別 募 額 を 案 分 割 高  
を 割 内 参 額 を 案 分 割 高  
り に お 者 ごと の 申  
て いて 各 申  
る 。 各 申

五  
イ  
方 募  
入 価 法 入  
札 格 決  
発 競 定  
行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場  
入 場 も 加 、 た 価 格 国 定 特  
札 特 の 者 財 後 格 競 債 市 め 別  
発 別 に 者 務 に 競 争 市 る 参  
行 一 加 者 大 行 入 札 特 の 加  
と 者 行 臣 が 札 別 者 者  
い 第 行 募 各 入 行 参 一 者  
う 二 一 限 国 札 加 行 行 行  
。 非 下 額 債 入 一 者 行 行  
。 非 一 額 市 札 加 者 行 行  
。 非 一 額 市 札 加 者 行 行  
格 国 債 債 債 債 債 債 債 債  
競 債 債 債 債 債 債 債 債

八					七																				
額 最					払 込 金 額																				
低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	二	行	争	非	者	特	国	札	非
額	入	入	価	・	別	債	入	入	価	・	別	債	発	競	札	格	額	入	入	価	・	別	債	発	競
面	札	札	格	第	参	市	札	札	格	第	参	市	行	争	入	行	額	札	札	格	第	参	市	行	争
金	発	発	競	Ⅱ	加	場	発	発	競	Ⅰ	加	場	入	入	行	額	札	札	格	第	参	市	行	争	入
五					万	二					円	二	百	十	九	二	額						額	額	
万					円	千					千	百	四	億	万	兆	面						面	面	
円					九	百					四	百	三	千	円	四	額						金	金	
					八	十					百	十	五	百	千	五	で						額	額	
					十	六					億	五	千	十	億	二	千						で	十	
					六	億					八	千	五	億	七	千	九	百					四	億	
					九	千					百	五	万	千	九	百	九	百					百	三	
					千	百					六	十	万	千	九	百	十	九					十	千	
					百	三					十	万	千	九	百	二	億	九					億	八	
					十	六					万	四	千	十	十	億	二	億					円	百	
					六	十					万	四	千	十	十	億	二	億					円	万	
					十	六					万	四	千	十	十	億	二	億					円	万	



十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額  
十七 償還金額  
十八 元利支額  
十九 払場所  
二十 入札参加者

座に記載又は記録されるもの  
 についで、前記(一)の算式に  
 より算出した金額から該金  
 額に百分の二十・三一五を乗  
 じた金額(おたし、当該債  
 を発行時に、又は外国債  
 が非居住者又は外国法人であ  
 る場合又は、前記(一)の算式に  
 より算出した金額に該非居  
 住者又は外国法人が適用を受  
 ける所得税の税率を乗じた金  
 額)を控除することができる。  
 平成二十七年三月二十日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う(以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ)。  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$
 毎年三月二十日及び九月二十日  
 を、支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。六月間に属する  
 平成三十一年九月二十日  
 額面金額百円につき百円  
 日本銀行  
 財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十六年十月二十一日